

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者とは

(労働安全衛生法第14条、同法施行令第6条第21号)

作業に従事する労働者が酸素欠乏の空気及び硫化水素を吸入しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮し、作業を行う場所の空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定、また、測定器具、空気呼吸器等の器具を点検し、空気呼吸器等の使用状況を監視する重要な役割を担っています。

選任すべき作業は、酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのあるたて抗、ずい道、マンホール又はピット内部、タンク、サイロ等の場所における作業です。

【講習内容】

区 分	講 習 科 目	講習時間
学 科	酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識	3時間
	酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識	4時間
	保護具に関する知識	2時間
	関係法令	2.5 時間
	修了試験	1時間
実 技	救急そ生の方法(修了試験含む)	3時間
	酸素及び硫化水素の濃度の測定方法(修了試験含む)	2.5 時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義及び修了試験(日本語(漢字含む))となります。

【修了証】

全ての講習を受講し、修了試験に合格すると、修了証を交付いたします。